

第9回

構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会

日 時 平成18年3月27日（月） 14：00～16：53

場 所 国土交通省11階特別会議室

（議事録）

14時00分 開会

○鈴木政策評価官 大変お待たせいたしました。定刻もまわりましたので、ただいまから第9回構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会を開催させていただきます。

まだ、一部お見えになっていらっしゃる委員の方もいらっしゃいますが、どうぞよくお願いいたします。

それでは議事の進行につきましては、異座長にお願い申し上げます。座長よろしく願いいたします。

○異座長 委員の皆様大変ご苦勞でございます。第1回の委員会を昨年12月16日に開催しましてから、約3か月半が経過いたしました。今回で第9回目の委員会ということになります。この間、勉強会を4回開催いたしますとともに、現地視察を行うなどいたしまして、委員の皆様には精力的な活動をしていただきましたことを大変感謝いたします。ご苦勞でございました。

また、委員の皆様のご協力によりまして、最終報告の取りまとめに向けた座長私案を報告することができることとなりましたので、本日は最終報告に関する議論を中心に行いたいと思います。

それから、参考資料3に「不動産業、建設業関係団体アンケートについて」、井出委員からのご提案によりまして、実施いたしましたアンケートがございますので、その結果を議論の参考にしていただきたいと思います。

それではまず初めに、資料の確認をさせていただきます。事務局よりお願いいたします。

○鈴木政策評価官 それでは、資料の確認をさせていただきます。まず資料の1でございますが、「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会報告書（座長案）」でございます。それから、資料1-1から1-3につきましては、一括して綴じてございますが、この座長案に対する委員の皆様方からのご意見をちょうだいしたものを付けさせていただきます。

それから参考資料に移りますが、参考資料の1といたしまして、「住宅局提出資料」が付いてございます。それから参考資料の2でございますが、「情報提供受付窓口について」ということで、前回、3月13日にご報告いたしましたもの以降の資料を付けさせていただきます。本日現在、234件ということになっております。それから参考資

料3につきましては、今座長の方からもちよっとご報告がありましたけれども、井出委員からのご提案によりまして、不動産業、建設業関係の団体にアンケートを行っておいりましたので、その結果について付けております。それから参考資料の4でございますが、これは3月14日に開催されました構造計算書偽装問題に関する関係省庁連絡会合におきまして、構造計算書偽装問題の今後の対応というものが諮られまして、決められたものでございまして、参考までに付けさせていただきます。それから参考資料5は、これまでの委員会の開催の状況につきまして添付させていただきます。

以上につきまして、欠落等がございましたらお申し出いただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは早速でございますけれども、議題に入らせていただきますので、カメラの皆様はここでご退室をお願いいたします。また、これ以降の議事の録音に関しましては、放送やインターネットなどに会場の音声を直接利用することは控えていただきますようご協力をお願いいたします。

それでは座長よろしくをお願いいたします。

(カメラ退場)

○異座長 それでは、議題に入らせていただきます。本日の議題は、構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会最終報告案の1議題のみとなっております。資料につきましては、事前に各委員にお送りしておりますので、私の方からは簡単にご説明をさせていただきました後にご議論をいただきたいと存じます。

資料1でございます。「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会報告書（座長案）」でございます。目次を見ていただきますと、全体構成が「はじめに」から始まりまして、第1章「構造計算書偽装問題の発生、推移とその影響」という章が第1章でございます。第2章が「構造計算書偽装問題の構造と背景」、なぜ偽装が起こり、なぜ見逃されたかという章でございます。第3章が「これからの建築社会のあり方に向けた提言」でございます。そして、第4章が「緊急時の的確な行政対応のために」という章になっておりまして、最後に「おわりに」という文書で締めくくることにしております。

これを全部読みますと、1時間以上かかりますので、ごく簡単に要点のみを説明させていただきます。後で皆さんでご議論を賜りたいと思います。

まず第1章でございます。ここでは偽装問題の事実関係を要約しまして、この問題の影響を国民全体と直接の被害者、特にマンション居住者に分けて記述しております。

事実関係につきましては、姉齒元建築士の偽装だけでなく、その後、判明したものを含めて要約いたしております。

影響につきましては、なぜ国民全体に不安が広がったのかを記述しております。被害者の不満については、現地調査をもとに記述しております。

第2章はなぜ偽装が起こり、なぜ見逃されたかについての分析であります。

なぜ偽装が起こったのかにつきましては、いろいろ書いてございますけれども、要約しますと、技術と倫理に劣る建築士がなぜ排除されなかったかについて、建築士制度が機能不全を起こしていることについて記述しております。

なぜ見逃されたかにつきましては、建築技術の高度化の中で、審査側の技術レベルが低下し、さらには性能規定化によって、審査の形骸化に至った経緯について記述しております。

次にこれらの背景についてですが、1950年（昭和25年）に建築基準法と建築士法が成立しましたが、それから50年余りの時間が経過しております。その間に社会情勢の大きな変化と建築生産システムもたらした変化、さらには、それらの根底に横たわる課題として、スクラップ&ビルド型の社会からストック重視型の社会への転換の必要性、こういうものについて記述しております。

第3章は、これからの建築社会のあり方について、ストック重視への認識のもとで、何をすべきかについて提言しております。最初に今回の事件で、建築主の役割の明確化が必要であることが認識しております。具体策として、建築学会から提言のありましたグリーンフィングについて指摘しております。

また、建築士制度については、技術の専門分化に対応した資格制度、認定の仕組みの構築、職能団体による資質の向上、倫理教育の必要性、法的責任、罰則の強化について記述しております。

次に構造設計の確立、デベロッパーの役割についても記述しております。

確認制度の見直しにつきましては、その原則として、建築確認制度に理解について行政と国民の間に大きな違いがあることから、本来のあり方に戻り、モラルを欠く建築士を排除する一方、建築士が力を発揮できるシステムが必要と考えております。民間の確認機関については、特定行政庁との併存を前提として、役割分担について提案しております。構造計算プログラム、民間確認機関に対する監督、建築主事制度についても言及しております。

施工体制の整備については、建築士による工事管理の見直し、技能労働者の能力発揮、一括下請負の見直しについて記述しております。

また、流通市場の整備につきましては、中古市場の整備の観点から、情報開示の仕組みとして、履歴管理、トレーサビリティのことでありますが、履歴管理について記述しております。

瑕疵担保制度については、保険の義務化について、これは非常に難しい問題でありまして、両論併記のような形として記述しております。また、二重ローン、性能表示制度、青田売りについても言及しております。

第4章は緊急時の行政対応について、今回の国・地方公共団体の対応について検証するとともに、改善提案を行っております。情報提供時の初動対応については、違反情報などが的確に提供される仕組みと提供された情報に対応できる体制整備の必要について指摘しております。

所有者の安全確保については、まず公的支援策の問題点について整理しております。偽装を見逃すことによる賠償責任とは別問題であること。国土交通省も述べられておりますが、なぜそれが理解されないかを分析する。

次に危険な建築物の判定方法、支援の要件、住民の退去のあり方について検証しております。

建築物の違反是正については、追加負担を少なくする方法として、新しい構造計算法の利用について提言しております。

偽装物件の確定については、現在行われている調査と今後行うサンプル調査による早期の全容解明を期待しております。確認事務の検証では、偽装問題発覚後の特定行政庁の運用について指摘しております。

大体、以上のことでございます。非常に簡単でございますが、要約とさせていただきます。

続きまして、参考資料3も議論の参考にしたいと考えておりますので、事務局よりアンケートの対象団体のご説明をお願いいたします。

○高橋政策統括官付 それでは参考資料3をごらんいただきたいと思います。冒頭のお話もございましたように、井出委員からのご提案がございまして、今回の偽装問題を業界としてどのようにとらえているか。また信頼回復について、どのような施策、またこれからやろうとしている施策についてアンケートを実施いたしました。

対象団体としては、「2」にございます5団体を選定をいたしまして行いましたが、これは業界におきまして、指導的役割を果たしている大手企業が加盟している団体ということで、日本建設業団体連合会、建築業協会、それから不動産協会としましては、不動産協会を選定をいたしております。それから、今回の偽装事件に関連の多いヒューザー、それから木村建設が加盟していた団体ということで、日本住宅建設産業協会と木村建設が加盟しております熊本県建設業協会の全国団体であります全国建設業協会、この5団体に対して、このような質問をさせていただきました。

以上でございます。

○異座長 ありがとうございます。それでは井出委員から何かコメントをいただけましたらありがたいんですが。

○井出委員 短時間の間に事務局の方で非常にすばやく対応していただいて、またそれから関係した業界から、このような誠実な回答があったことを評価したいと思います。ただ、これを読んで感じましたのは、皆様方もお気づきのように、保険とか、そういうことについては、それほど積極的ではない。やはり、大手は特に対岸の火であって、自分たちの問題ではないということのようであると。そういう感想を持ちました。

以上であります。

○異座長 ありがとうございます。なお、時間的な制約から各委員のご意見を十分最終の答申案のところに反映できていない部分もありますので、小谷委員、野城委員、和田委員の各委員からご提出いただきましたご意見について、配付資料とさせていただきます。

本日の議論の中で、それぞれコメントをいただきたいと思っております。また本委員会は、公開での議論を踏まえて報告書を作成することになっておりますので、委員会の資料及び議論に関して、住宅局から事実関係についてご指摘がございましたら、この機会にお願いいたします。

それでは最終報告について、私が先ほど要約を申し上げましたことも含めてご意見を賜りたいと思います。

いかがでしょうか、小谷委員、野城委員、和田委員からご提出いただきましたコメントについて、まずご説明いただいて、その後で議論をしたいと思います。小谷委員お願いいたします。

○小谷委員 これは非常によくまとめていただいたのと、それからファックスあるいはE

メールでもって、この報告書の案を受け取ったのが土曜日の午前6時ですので、金曜日には事務局及び指導された巽先生が徹夜で作業されたのではないかと思います。

全体的に非常によくまとまっているんですけども、第1章、第2章に対しまして、提言をしている第3章、第4章というのが少し弱いかなという印象を持ちました。それでは資料に従いまして、私の意見を説明させていただきます。資料の右下のところに印刷したページ数がございますので、そちらの方を見ながらご説明したいと思います。

まず第1ページ目で太字で書いてあるところが、私が訂正したい、あるいは括弧の中に入っているものが、私がこういうふうと考えていると、訂正をそのまま書いたものではございませんけれども、こんなふうに思うけれどもという感想みたいなものを括弧の中に書いてあります。

1ページにつきましては、これは別に昨年、今年というような表現がございますが、長い時間が経った後で振り返ったときに、いつのことだかわからなくなってしまうと困ることだけでございまして、これは昨年、今年で結構でございます。

2ページ目のところの上の方に「見過ごしてしまった」ということが書いてございますけれども、これは原案の方は偽装を見抜けるということを盛んに書いておりまして、私はやはり見抜けるというよりは、見過ごしてしまった、あるいは見逃したしまったというのが、実際に近いのではないかとということで、できるだけ「見過ごし」、あるいは「見逃し」というような言葉にした方がいいのではないかと考えました。2ページはほかにもございますけれども、時間のこともありまして、飛ばさせていただきます。

3ページの上から3分の1のところ(iv)としまして、サムシングだとか、それから浅沼良一二級建築士とか、田中テル也構造計画研究所というようなことが書いてございますけれども、これは一応、建築指導課の方が確認してあることならば、このままでよろしいかと思いますけれども、もしもまだ確認していないようなことであるならば、この報告者としては伝聞的なものは避けた方がいい。事実だけを述べる方がいいというようなことで、もしもこれが確認されていないならば、ここに載せない方がいいだろう。それから、v)のところの下から4行目のところに、「震度5程度の地震で倒壊する」ということ、これは新聞の方にも盛んに流れているんですけども、これが本当にどこから出ているのかということをしちんとしておかないと、こういう言葉がひとり歩きしている。事実に基づかないのであれば非常に危険なことであると考えまして、これも一応、国との関係、特定行政庁からなる連絡協議会、そこの判断として、この表現が正しいのかどうかということ

一応確認した上で、もしも載せるならば載せていただいた方がいいのではないかという気がいたします。

3 ページ目の一番下のところにvi) のことが書いてございまして、品確法が機能しなかったということについて書いてございますけれども、ここのところで請負の破産について述べていないというところで、ちょっと初めは気になりました。販売業者が倒産してしまったということによる瑕疵保証ができなかったということもございまして、それと同時に建設会社の方も倒産してしまったわけで、それについて触れなくていいのかなど、多少初めは気になったわけです。

考えてみますと、私どもが実際に現地調査をしたグランドステージ池上などを見ましても、設計のとおりには建設は行われていたというような報告を大田区の方から受けましたので、請負の方が誤った施工をしたという問題はなかったのかもしれないという印象を持ちました。むしろ、請負の問題というのは、構造設計者に圧力をかけて、そして材料をできるだけ少ないものにさせるとか、偽装をさせるというような、そういう方向に働いたということで、請負自身の施工に関する問題は、もしかするとなかったのかなというような印象を持っております。

4 ページ目の真ん中ぐらいですけれども、ここのところは、まだ新聞報道で流れているだけで、実際に建築指導課の方が確認したことなのかどうかという点で、多少疑問がありましたので書きましたけれども、一応、確認をしてから載せるかどうかを決めていただきたい。

その内容というのは、結局、国土交通省が事件を知った後に、偽装のあった建物の保有水平耐力の検討をいたしましたけれども、それが最近になって別の人々が検討すると、国土交通省が出したものと違う値が大分出ている。これはやはり国民に対して、こういうような安全性に対する検証というものが一つのものではないんだということに対して、不安を与えたことになっているのではないかという意味で、これがもしも事実であれば、やはり報告書の中に書いておくべきではないかという気がいたしました。

5 ページ目の一番上のところでございまして、これは住宅局の方が建築確認というのは、あくまでも建築主あるいは設計をした建築士が責任を持つものであって、行政としては、それを確認するだけであるという立場をとっておりますけれども、その責任をとるべき建築士、あるいは元請け事務所というものが余りにも財力がなくて、弁財するような能力がなかったということも触れておくべきではないかという気がいたしました。

6 ページにまいりまして、iii) ですがけれども、ここのところは、先ほど申しました請負の問題でして、3 ページの一番下のところでもって品確法に関連して請負のことが述べていないということであれば、6 ページの真ん中よりちょっと上にあるiii) のところで品確法に伴って、請負のことを述べるということは矛盾していることになってしまう。3 ページの方に述べないのならば、6 ページの方にも述べなくてよろしいのではないかという気がいたします。

これはぜひご審議いただいて、事実関係、請負が品確法の責任があるのか、ないのかということについては、むしろこの委員会でもってご議論いただく方がよろしいのかと思います。

7 ページの一番下から8 ページのところに対して、札幌の事件について触れてございます。私の理解では、札幌の事件というのは、構造設計をする資格、建築士としての資格がない人間が、構造計算をして、それを元請けの建築事務所に、構造計算の結果が正しいかどうかということ全く審査せずに建築確認に出してしまったということが問題でございまして、無資格の人間が構造解析をして、構造計算をしたということだけが問題ではないような気がいたします。

というのは、どこの構造設計事務所を見ましても、あるいは大手のゼネコンを見ましても、計算機のプログラムに入力するデータというのは、ほとんど一級建築士がやっているわけではなくて、アルバイトの人間がやっているわけです。そのやっているデータの入力が正しいか、あるいは出た答えが正しいかというのを一級建築士が確認するというところで書類を出していく。

札幌の事件のというのは、アルバイトがやったことに対しての是非を1級建築士の方が確認をしなかったというところに問題がある。アルバイトが入力することを禁止していることは全くございませんで、その点が何となく誤解があるのではないか。姉齒の元設計士の場合には、資格のある人間が構造解析をして、そこに意図的な偽装が行われたということで、これは建築士の問題だと思えますけれども、札幌の場合には、資格のある建築士の問題ではなかった。むしろ、それを監督する立場にある人間が見過ごしたということに非常に大きな問題があるのではないかという点で、札幌の事件を必ずしも今回の問題と同一視できないところがあるのではないかというふうに、私自身は考えております。

9 ページについては、ここに書きましたけれども、省略させていただきたいと思います。

10 ページのところの下から3分の1のところ「建築確認制度への誤解等」という言

葉が書いてありまして、具体的に何を指すのかがよくわからない書き方になっていますので、やはり、誤解というのは、どういう誤解が生じていたのかということをも具体的にお書きいただきたい。

11ページにいきまして、法令適合性の検証方法のあいまいさの増加ということについて書いてございますけれども、建築基準法の中には、構造解析の方法、あるいは構造解析をするために必要な数学的なモデルをつくるというようなことは学問分野の事柄であって、法律でそういうものを決めるものではない。学問の内容を法律が決めるなんていうのはおかしいことですので、そういうことをしないという立場で法律が書かれております。そのために検証方法が非常にあいまいになってしまっているという事実をここに書き加えた方がいいのではないかとというのが、11ページの下の方にゴシックで書いてある内容でございます。

14ページまで飛びますけれども、第3章のところはどうも何となく、ああでもない、こうでもないと言うようなことが書いてありまして、必ずしも本委員会のインパクトのある提言になっていないという気がいたします。こういう考えがある。ああいう考えがあるというような、そんな書き方でございます、考え方が必ずしも統一されていないという印象が非常に強い。これは第3章、第4章の方にもそういう傾向がございますけれども、そんな気がいたします。

社会体制に関しまして、私自身、余り専門ではありませんので飛ばさせていただきますけれども、17ページをごらんになっていただきたい。17ページで建築士に対する法的責任、罰則の強化ということが書いてございます。こういうような大きな問題に対して、建築士が十分な責任を果たしていない。それから、罰則が軽過ぎるというようなことが書いてございますけれども、確かに、それは正しい見方かもしれないけれども、逆に、建築士に対するこういう法的な責任、罰則の強化ということをするならば、それなりに構造設計者の社会的な立場を認めていくべきであるというような気がいたします。

設計士に対する報酬が極めて低い、それから社会的にも構造設計者なんて何をやっているんだというような、そのぐらいに社会的な評価が低い、その構造設計者に対して責任ばかりを迫り、罰則を強くしていくということは、これはもう構造設計者に将来なろうという若者たちをなくしてしまうのではないかと。

現在、大学におりまして建築を教えておりますと、構造関係に進学する学生が非常に少ない状況でございます。それがこんな低収入な構造設計者というものになって、そしてち

よって誤れば、さらに厳しい罰則を受けるというような、そういう社会になったとしたら、若者が構造設計をするようなことにならないのではないか。ということは、もう日本の建築の安全性というものに関して、非常に能力の低い者だけが構造設計をやるような社会になってしまう。これは極めて憂慮すべきことであると考えます。

そういう意味で、建築士に対する法的責任、罰則の強化というのは結構ですけれども、それと同時に社会的な認識を高める方策がこの中に述べられないと、将来の日本の建築の安全性というものが非常に危険な状態になりかねないということを、ここで申し上げたいと思います。

19ページのところには黒いところがたくさんございますので、ちょっとここについてだけ申し上げたいと思います。大体真ん中から下の方に黒くなっているところについてだけ申し上げますと、この事件の後で国土交通省が専門の建築設計者に依頼しまして、構造計算で、建物の保有水平耐力がどのぐらいあるかという見直しをした。しかしながら、これが最近になりまして、全然別な構造設計者が評価をし直すと、国土交通省が危険であると判定したのも基準法上は安全であるという判定も出てくるようなことになった。

このように国土交通省の最も建築行政の中核にある人間でさえも、建物の安全性に対して非としたものがよくなってしまふ。あるいはよいとしたものが逆に悪くなるようなこともあるんだろうと思いますけれども、このようなことが起こることを考えますと、私は特定行政庁、あるいは指定確認検査機関でもって果たして建物の安全性というものの建築確認ができるのかということに対して、非常に大きな疑問を感じます。

このような非常に大きな労力を使って安全性の確認をしても、それでも誤りが出てきてしまう可能性がある。それならば、特定行政庁のようなところで、短時間に処理をするような建築確認で、果たして法適合性というものが十分に行えるのであろうか。私はそういう点で非常に難しいのではないかという印象を持ちました。

こういうようなことを考えますと、建築確認というのは、あくまでも建築士が行ったものに対して、「こういうことができましたか」ということを受け取る前に確認して、建築士に対して、「あなたはこれに対して自信を持って大丈夫だとおっしゃっているんですね」と確認をする程度のものではないかというような気がいたします。

20ページのところの一番下のところに、「構造計算プログラムの改善」ということが書いてございますけれども、現在、大臣認定の構造計算プログラムが建築確認でたくさん利用されております。この利用している主な理由というのは、結局、建築確認の時間を短

縮したい。簡単に済ませたいということかと思えます。

この大臣認定をとったプログラムを使っておりますと、比較的簡単に建築確認が下りるけれども、大臣認定をとっていない計算機プログラムを使って構造解析をされますと、途端にそのプログラムの信頼性というものに対して疑問が出される。その結果、建築確認の過程でもって、どうもこの計算機のプログラムの内容がわからないから、手計算でもう一回計算し直して出してくれませんかというような非常識なことが現在起こっているようでございます。

この時代に計算機で行う構造解析を否定して、改めて手計算でもって構造計算をし直せということになってしまうのは、余りにも大臣認定の計算機プログラムというものが建築確認の段階でもって誤った評価を受けているのではないか。計算機プログラムというのは、手計算ではできない複雑な計算を計算機でもってやってくれる。そのためにむしろ建築物の安全性、あるいは別の性能の確認ができる道具に過ぎない。それなのに建築確認で大臣認定をとったものは、非常にいい。そうじゃないものは全部否定されるというようなことになってしまっている。これはやはり大臣認定というシステム自身、あるいは場合によると建築確認のシステムなのかもしれませんが、その辺を見直す必要があるのではないか。

そのほかには、特に申し上げるようなことはございませんけれども、1点だけ、24ページの上の括弧の中に書いたものですが、この機会にぜひ国民が特に高価な財産である住宅、あるいは建築物というものの財産価値を守るためには、ピュアレビューというような第2の構造設計に関するチェックさせる、あるいはマンションを買おうという人たちが説明会に行ったときに、構造設計者から、この建物はこういうふう設計しました、こういう意図で設計しましたということを聞いて、安心して購入できるような、そういう体制、これは法律の中に組み込むようなことでは全くないと思いますけれど、こういうものを利用すれば、国民が財産を守ることができるんだということを周知させることが必要ではないか思います。

これは行政的に法律の中に組み込むとか、そういうものでは全くございません。ただ、国民が財産を守れなかったということが今回の大きな問題であるならば、そういう点を国民に対して勧めることが重要ではないかということを感じました。

以上でございます。どうも長くなって申し訳ございません。

○巽座長 ありがとうございます。それでは引き続きまして、野城委員にお願いいたし

ます。

○野城委員 私は資料としましては、今、小谷先生が説明されました資料の右下にページが書いてありますけれども、31ページからと、実は後から事務局の方が配ってくれました1枚紙で、この第3章について書いたところの紙を使いましてお話を申し上げたいと思います。

私は2回ほど実はコメントを出させていただいておりまして、1度目は小谷先生が今ご説明になったもののコメントのメールが日曜の午後になって届いていることを見まして、それに上書きする形で書かせていただきました。今、幾つかご説明の中で、特にご説明のなかったところも含めて、小谷先生が表現上わかりづらいと書いたところなどを、2章までは補っておりますので、それはまたごらんになっていただければと思います。

1枚紙の方は実は最初に小谷先生のご説明になりましたものに対して、私が加えた中で、ぜひ皆さんにもお配りしたいと思ってございまして、大きな流れを見ますと、第2章まで非常によくまとめていただいたわけですが、どうするだということについてのつながりが少し弱いように思いますし、また今の言葉を借りれば、迫力が足りないところがあるのではないかというように思いまして、第3章の冒頭に赤字で書いてございまして、唐突に「建築社会」という言葉が出てまいりますが、なぜ建築社会をここで取り上げるのかと。一言で言えば、規制的な方向ではなくて、やはり建築社会そのものの仕組みを変えていかなければ、こういった問題の解決にはならないんだということを述べているところが一つと。

あと、そこに①から④まで書かせていただきましたけれども、そういった建築社会を施策的にくみ上げていくときに、大事な原則は何かということを中心に冒頭に政策原則のようなことを述べておくべきじゃないかということで、①市民自治原則に立ち返った建築士制度の再構築、②市場機能による適者生存、自助努力による切磋琢磨、適材適所の推進。③性能規定化に対応した建築規制体系の再構築。④消費者保護の徹底ということでございます。

①は、建築士は非常に悪者になっておりますし、またこういった法制そのものの規制を強化するというようになっておりますけれども、戦前の市街地建築物法というものを戦後建築士という制度、あるいは建築基準法という非常に緩い規制で行ってきたということは、戦後の民主主義の原点は何であったかということを持ち返って考えますと、やはりこれは、自立的な建築士にしっかりしてもらわないと困るということの観点からまとめていくべき

ではないかと。

あと、性能規定化という言葉が出てこなかったかもしれませんが、これはどこの諸外国でも非常に建築技術は高度化してくる。しかも規制する側よりも規制される第一者、第二者の方がはるかに実務的な経験を有している中で、どうしたらいいかといったようなことについて、様々な国が施工で悩んでおります。今回も話されましたような様々設計法とか、計算方法によって違ってくるといことも、いわばこういう性能規定化の流れの中で、どういう法制を組んでいくかという基本的な命題がありますので、これも加えるべきじゃないかと。できますならば、①、④と（１）で書いてくださっていることが、建物関係でございしますので、関連が付けば理想なんですけれども、もし時間がなければ、できれば、こういった原則だけを最初に述べた上で、各論に入っていただければいいんじゃないかというのが、第３章でございします。

それと３１ページの方ですが、これは第４章です。同じように何らかのメッセージを残さなければならないということで、拝見しますと、皆さん徹夜の仕事をされて、第４章を拝見しますと同じ記述が何度も出てきて、非常に力尽きていらっしゃることがよくわかったところもございします。それで何らかのメッセージを残して、たくさん黒い部分があって直したように見えますけれども、これも流れを見ながら、やはりどういようなことが必要か、特にここで申し上げたいことは、今回のような犯罪的な行為に基づいて、現在、既存の建築物に対する何らかのご案内の問題があることが突然発覚するということがないと思いたいですし、望むところもございしますが、ただ、実はこの直前に新聞報道されたように、アスベストのように犯罪的な行為、あるいは当時の技術的な知見では問題がなかったものが、実は有罪であったとかということもございします。

これは新聞報道は余りされなかったんですが、少し前には、地球のオゾン層の破壊をすと言われていたフロン系の断熱材が、実は大量に建築物にあるという問題等もございまして、今後も原因が違うかもしれませんが、既存建築物にある日突然、実は考えてみると目に見えざるリスクがあったんだということ、国土交通省行政が立ち向かうというか、直面するということが全くないとは言えない。むしろ、そのときに今回の対応がどうだったかということ、そういった事態を想定して教訓として、どういう教訓を今回から結びつけるかということを書いていくことがまとめ方としてはいいんじゃないかということで、書いていただいた内容を、そういった観点で１）事態の把握方法、２）公表方法、３）救済という３点で、何度も重なって書いてあるところを整理させていただいた次第で

ございます。

1) 事態の把握方法については、読み上げていきますと、通報のあった情報扱いということ、それと32ページにまいりますけれども、事態の検証・評価について、それぞれどうだったかということ、事務局のところをいろいろと移動させながら整理させていただきました。

33ページ目にこれも既に原案に書いたことなんですけれども、2つ教訓として今後残すべきこととして、検証・評価に必要な資料の保存ということ。それともう一つは、建築主事や確認検査員の能力向上、あるいは能力の補完といった項目を挙げさせていただいております。

それと34ページですけれども、報告聴取や立ち入り検査の活用ということについて言及させていただいております。

それから35ページでございますけれども、2番目でございますが、建築主・所有者への周知や公表の方法でございます。これについては、35ページ、これは私が書き加えた部分、35ページ下に書かせていただいたことでございますけれども、要は、今回恐らく相当公表の内容を迷われたところがあると思います。これは恐らく今後も確実な情報を把握してから公表するのか、あるいはある懸念があるときには発表するか、どういう内容を発表するか、大変難しい問題でございますけれども、今回からいろんなことを学んだと思いますので、そういったことを書くべきではないかなというふうに思います。

それと3つ目がリスクを抱えた当事者の救済でございますけれども、これにつきまして教訓として勉強させていただいたのは、36ページの(3)の下にaと書いてございますけれども、「救済にかかる政策方針・意図の説明を迅速かつ明確に行う」必要があるということ。それと37ページの下でございますけれども、包括的な救済サービスを当事者に提供する。包括的な面は、ヒアリングに来てくださった方々のヒアリングを聞きますと、とにかく、大混乱しながら非常に積算ごとの対応ばかりで、住民の方の側に立って、包括的にサポートしてくれる人がいなかったというところが非常に不安と不満、混乱を招いたと思いますので、こういったことと、それとあと38ページに救済対象に関する基準、それと退去という大変な荒っぽいことと思えることに対する説明と措置のあり方について、書かせていただいております。

書いておりませんが、あと恐縮ですが、3点ほど申し上げたいと思います。まず、私自身もこう書きながら、実は提案する中に落としてしまったことが2つございます。1

つは、先ほどの救済財源の確保ということが、私の今の施策であるものの3つ目でございますけれども、やはり、頭出しはしておくべきではないか。今回、こういったものは救済財源がないということでございまして、これは頭出しをする必要があると思います。

もう一つは、定常的にいろんな制度提案をされておりますけれども、ある意味では、こういった監視とか、何々をするということは、今回の問題になった制度についてあったわけでございますけれども、実際は皆さん日常の他の業務が忙しくて、なかなか定期的に制度が動いているかということについての観察、監視を定常的に行うことしかなかったわけでございます、これはやはり、仏つくって魂入れずということがありますけれども、定常的な監視組織というものを設けていくということをどこかに書き入れる必要があるかと思えます。

最後には、これ少し些末なことかもしれませんが、固有名詞が出てくるのは非常に慎重にする必要があるかと思えますけれども、イーホームズについて、通報したという事実だけが書いてございます。これは全く事実でいいと思えますけれども、出していただいた資料等を見ますと、実際の確認の件数、それにかかった期間が著しく、これはどう考えても薄い確認、業務運営をしているとしか思えないようなことをされていることだとか、あるいは実際にこのヒアリングの場でも主張されていましてけれども、必要以上にこの制度に対する不安を不正確な理解のもとにおっしゃったということを考えますと、これだけだと、イーホームズが必要以上にいい者になってしまうように思います。やはり、ここで書いてあったことを消していただくか、あるいはそうではなくて、今申し上げた問題点もどこに言及するなりしないと、これだけを見た方からいたしますと、すべてイーホームズのおやりになったことを肯定的に受け取ってしまうんじゃないかというふうに思います。

最後は固有名詞を挙げたこととございまして、不適切かもしれませんが、以上申し上げたいと思います。

○巽座長 ありがとうございます。それでは、引き続きまして和田委員お願いいたします。

○和田委員 小谷先生から昨日送られてきたものに基本的に同感する部分が多いんですけども、3章、4章については結局どうしたらよいと考えているのだというパワーがないという印象を感じました。それは一方、社会資本整備審議会の建築分科会の方が、最初のころは再計算センターをつくるとか、いろいろ余りにも具体的な案を出していることに対して、少し離れた立場で書こうとしているのだから仕方ないのかなと思って私は読んでい

ました。

あと、忘れないうちに野城先生が救済財源とおっしゃったんですけれども、国のある議員の方から50億円というのは大したお金じゃないんだよというようなことを言っているのを聞きました。ですから救済財源のために、先ほど井出委員の方から、大手が余り乗り気じゃないという保険制度とか、救済のための財源を大手が一生懸命払って、こういうことを起こすような、名もないところだけが保護されるというような制度をつくってもしようがないので、ほとんどあり得ないことに対して、もし50億円というお金が大したお金じゃないのなら、今回のやり方はしょうがないのではないかというふうに思います。こんなことのために、例えば保険会社の本社は、大手町とか、日比谷にありますけれども、そういうところでのほほんとして仕事をしている人たちのために、国民の買うマンションが高くなるぐらいなら、何か起きたときに国が保護するぐらいの方がかえって合理的なんじゃないかというふうに思います。余り保険保険と言い過ぎない方がいいんじゃないかと思いません。

あとイーホームズについても、もしイーホームズの藤田さんがいなかったら、今回の問題は事件にならなかったと言っている専門家も多いわけです。ですから、たくさん見逃したことは非難しなきゃいけませんけれども、公表したということはほめられるべきじゃないかと思っています。

40ページで、小谷先生が「個人的には」と書かれている、「構造設計者が責任と誇りを持って行う仕事だということが失われないように」ということをできれば、全体の意見の頭の方に書いていただけたらと思います。

あとは簡単なことなので、太字で示されている41ページから、まず途中の委員会でも何度か発言させていただきましたが、構造計算書が偽装されたということになっていますけれども、もともと建築基準法に合わない設計をして、その書類の偽装を行っているわけで、まず、建築基準法に満足しない建築物が設計され、建築基準法が定める手続の中で構造計算書が偽装されたというふうに、計算書そのものを余り前に出さない方がいいのではないかと思います。

42ページ目ですが、姉齒元建築士が「発覚の危険性が高い不正であり」と、「危険」と書いてあるんですが、ご本人にとっては発覚は危険性なんですけれども、社会にとっては、見つかることがいいことなわけですから、発見すべきことなので、「発覚の可能性が高い」という言い方の方が、こちらの立場になった言い方じゃないかと思っています。

あとは43ページはワープロミスです。それから、44ページ目にストック社会ということで、項目の、これはちょっと飛ばし飛ばしのページになっているので、44ページからしか出ていないのですが、ストック社会のことが書かれたところの最後に、何度か小谷先生や我々が言ってきたように、建築基準法が求めているものは、極めて稀な地震がきたときに建物は傾いても、取り壊しになっても仕方なくて、中にいらっしゃる人命を防ぐという最低基準ですので、この基準で日本中の建物をつくったから、それでストックが守られているということにはならないわけなのです。最低基準というのは、本当の最低基準なので。ですから、やはり市場原理とか、子どもや孫の世代にも価値を失わないためには、基準法より丈夫なものをつくった方がいいとか、ライフサイクルで考えると、東京に大きい地震がきて八十何年になるわけですけれども、これから建てる建物は、必ず関東地震ぐらいに襲われるんだから、基準法どおりつくっていてもだめですというような意識が国民に浸透していくようにしないと、今、お二人の御説明の通り建築をつくるのは建築士に任されて自由なんですけれども、最低基準にへばりついたような建物が建ってしまうことを、国として命令して、もっと丈夫にしろとは言えませんから、こういう丈夫にした方が得だというような意識を、国民の側に広めるより仕方がないと思います。

それから、45ページですが、建築構造技術者協会というのがありまして、新聞やテレビで何度も出ましたけれども、そこに建築構造士という制度が協会のプライベートな制度としてありまして、継続教育とかを約10年ほど前からやっておりますので、ぜひここにも照会していただけたらと思いました。

以上です。

○巽座長 ありがとうございます。以上、3名の委員の方から文書でもってコメントをいただきましたので、今、御紹介していただきました。そのほかの委員の方々からもご意見をいろいろ、今日の案に対してと、それから3名の委員の方からコメントをいただきましたコメントに対してもご意見があろうかと思っておりますので、お願いいたします。

なお、今日で最終回でございますので、どうぞ言い残しのないように委員の方々から御発言いただければと思います。

まず、井出委員お願いします。

○井出委員 多分、時間の関係で言い残しがたくさん出るだろうと思います。私も実は、この26ページを昨日いただいて、山ほど消しがあります。表現上も含めてですね。そういう意味では、逐条で皆さんがここでなさった方が早かったかもしれないなど、実は正直

思っております。これは何回か行ったり来たりしなきゃならないということになりますから。ですから、私、全部は言わずに事務局の方に預けます。あと、それがどの程度に直るからは、今までの例から言うとなかなか直っておりませんが、できるだけしていただく。

あと、3つほど申し上げたいんですが、順不同で申しますと、今、和田先生から保険と50億円の話がありましたけれども、これは和田先生はご承知だと思いますが、阪神大震災の直前に、都道府県はみんな地震保険を入ろうよという話があったんですね。そのとき、俺のところは全然来ないから嫌だよと言ったのが兵庫県だったんですね。これは50億円で済めば、それはいいですよ。しかし、本当に今はばらばら出てきている実情を見ますと、本当にそれだけで済むのという問題がありますから、やはり、これは等しく負担することというふうな保険、保険というのは、そういう意味じゃないかと思うんです。そういう意味では、私は少し、そういうふうなことを考えてもいいんじゃないかという考えを持っております。

それから、これは座長にあれなんですが、「おわりに」というところに、いろいろ私、こうしたらいい、ああしたらいいという案はあるんですが、そういうふうなものは一括してほかの方も一緒にあれするという形でやったら、ぜひそういう形でしたいと思います。ただ、井出は委員はこんなことを言っているよというふうなことは、もちろん当然、皆様方に別途周知していただくということが必要だろうと思いますが、これはなかなか全員の合意を得られるという性質のものじゃないと思うものですから、そういう意味で、時間の関係もあるので、ある程度はしょったりしております。

確かに小谷先生からも指摘があったように、3章がちょっとあれなんですね。それからほかのところも含めてダブリがかなり多い。具体的なあれとして、二、三記述の中で私が見えないことについて、わからないままで終わってしまうと、そこについて消化不良が起きますので、誠に申し訳ありませんが、幾つかのことについては、この記述はどういう意味なのかということをお教えしておいていただきたいと思います。多分、私一人じゃなくて、ほかの方も同じように思われる点があるかと思うものですから、ちょっと逐条で申し上げます。

5ページ、終わりの方で、「言わば責任逃れとも言うべき構造が見られる」というのが出てくるんですが、責任逃れなのか、これは不運がとか、不幸というべき構造なのかなど思ったりして、表現上がちょっとあれなんです。それからそのすぐ後に、終わりから5行

目のところに、「その性格が不明確なため」なんてあるんですが、それが何を指すのかが、ちょっと具体的にわからないと思うんです。そういった事例が結構あるんです。これらについては、どういたしますか。ここでお答えいただけますか、それともやはり、赤線か何かで……。

○異座長 そうですね。一つずつお答えしていると時間がございませんで、ご指摘だけをお願いします。

○井出委員 じゃ、それらについては、そういう形で別途提出いたします。

○異座長 それでよろしゅうございますか。

○井出委員 結構です。

○異座長 それでは、あと文書でもってお出しただけのですね。ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方、どうぞ。寫委員お願いいたします。

○寫委員 細かい専門的なところは、僕もきちんとわかっているわけではないので、この委員会や何回かペーパーを出した中で、今回の問題を対応するに当たって、この委員会としての精神と思想をきちんと明確に述べるということが大事なんじゃないかということを一貫して僕は言っていたつもりなんです。

世の中には交通事故だとか、天災だとか、原発だとか、いろんな問題で我々の周りに不安な状況があるわけです。それを今までの日本の社会というのは、絶対に安心だというような言い方で、何となくやってきたんだけど、もう今の世の中では、絶対安心とか、絶対ということはある得ないというふうに思ったということが、この10年ぐらいの大きな特色だと思うんです。

それが国民の財産や安全や安心を最も身近なマンションでも絶対ではないということが起きたということが、今回の問題の最大のショックだったということだろうと思います。そういう意味で、この委員会では、マンション問題という国民の生命、財産、あるいは安全・安心、こういったような問題について、今後はどのような思想や精神において対応していくかということ、明確にどこかできちんと述べておくということが大事なんじゃないかなというふうに思います。

僕は今までも何度かペーパーなり、何なりを出しましたけれども、本当は「はじめに」というところに、そういうことをきちんと書いた方がいいなと思うんですけれども、これを見ると、「はじめに」のところには経過と大ざっぱな問題提起というふうにしかなないの

で、僕は「おわりに」というところでもいいので、そこをもう一度再確認してほしいなというふうに思います。

それは先ほども何人かの委員からあったように、何となく全体のメッセージ性が弱いというところに起因しているわけです。そして、今の時点で、不安と共生する時代の中で、どうやったら不安を極小化できるか。不安をいかに少なくするかということにポイントを置くんだらうと思うんですけども、まずは消費者保護という観点から言えば、やはり情報公開ということは、最大のポイントだというふうに思うんです。これは合同計算書だとか、建築の図面だとか、あるいは履歴だとか、あるいはマンションをつくった責任の所在、こういったようなものに関して、すべての情報を販売する前に公開する、あるいは販売中に公開するというようなことを義務づけるということも大事なんじゃないか。あるいはモデルルームというのがありますけれども、あれはデザインと間取りを見せるだけだけれども、そこに模型などをつくって、構造も見せるようにするといったようなことが、そういうような情報公開をするということが、多分、消費者保護にとっては非常に重要なんじゃないかなということが第一番目です。

それから、2番目に販売主、あるいは施工業者の責任ということも、やはりきちんとさせておかなければいけないというふうに思うんです。今回の問題では、耐震性の問題、あるいは品質確保法、こういったような問題があるということはよくわかりましたけれども、こういった品質確保法ということの具体的な明示を、もっと国民にわかりやすく、販売業者や施工業者は定義をし、それを実行できるような倫理研修だとか、責任をきちんととるといったようなことも明示することが、多分大事なんじゃないかなというふうに思います。

そして3番目に国の責任ですね。あるいは特定行政庁の責任ですけども、これはやはり建築確認制度というものによって、国民は販売業者から買ったものが担保されていると、安全・安心、あるいは財産の保全というものが担保されているというふうに国民は思っているわけです。そういう意味においては、建築確認制度あるいは事件の対応に対する仕組みですね。こういうようなものに対して、国はどういうふうに対応するかということをはっきり述べるべきだらうというふうに思います。

今回の問題、このそもそもの委員会というのは、行政のあり方を検討するというところから、この委員会が開かれましたけれども、今後、こういうような事件が起きたときの対応の仕組みがどうなっているかというようなことも含めて、建築確認制度をこうしたいということとか、事件が起こったときにはこうしたいと。最終的には補償の問題が雲散霧消

しないように、そこのリーダーシップもきちんととりますよといったような、それはお金を出すということとは別に、どうやってまとめていくかということも含めた、そういう責任をとりますよというような国の責任もはっきりさせる。

そして4番目に補償と財産の問題ですね。ここのところは非常に難しい問題なので、どういうふうにしたらいいか。両論併記になっているということがありますけれども、これは検討課題にすればいいと思うんです。保険制度のあり方だとか、あるいは中古市場のあり方だとか、今後検討課題にしていく。今すぐこの委員会で結論が出なければ、検討課題にしていくというようなことをやっていく。

そして最後に、ここの委員会で何度も議論がありましたけれども、買う側の自己責任の問題ですね。買う側も先ほどどなたかの委員がおっしゃっていましたが、ピュアレビューをするようなことを、自ら行動を起こすだとか、そういうような自己責任もあるんですよというようなことも言うておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

今言ったようなことというのは、個別のところではチラチラと見れるんですけども、僕はどこかに、この問題全体に対して、我々の委員会がどういう精神と思想で臨んで、問題を提起したかということをごどこかできちんとまとめて、そしてそれを消費者保護の観点、あるいは販売主、施工業者の責任の問題、国の責任の問題、あるいは一番問題になっている財産の問題を今後どうするか。そして、最後に消費者自身もこういう対応すべきだというような形でまとめて書くと、何か問題がすっきりするんじゃないかなというふうに思いました。

○巽座長 ありがとうございます。それでは、ほかの委員からもご意見をいただきたいと思いますが、穂山委員をお願いします。

○穂山委員 7ページのところで、ii) 倫理・技術の劣る者が選別・排除されない原因で、いろいろ書かれているわけですが、14ページの方の建築士制度の再構築について、述べられている中に、ii) で職能団体による継続教育による建築士の資質向上というものがありますが、もう一つ、自らが切磋琢磨する、こちらの7ページの方では言葉が入っているんですが、具体的に言うと資質向上を自らが努力をするということですね。そういうようなことを入れるべきではないかと。もっと突っ込んだ言い方をすれば、免許更新制度という話も出ていたかと思うんですが、そういう制度を構築すれば、更新時期に講習を受ける義務を負わせると。そのときには最新情報とか、倫理とか、そういったいろいろなものをするというような形にすれば、また一つの新しい形ができるのではないかなというふうに思

うのが一つでございます。

それから、先ほどのほかの委員からもいろいろ出ておりましたが、救済にかかわる財源問題でございますが、これは保険との絡みもありますが、私も保険に頼るのは余りよくないんじゃないかという気もいたします。業界自身が保険制度に非常にコスト負担について云々ということで、腰が引けているような感じもいたしますし、我々からすれば、そういう保険、例えば、自動車保険のような強制保険制度でももしあれば、それならばそれでよろしいかと思えます。費用負担は自動車保険は当然自動車を持っている持ち主が掛けるわけですから、同じような形になるんでしょうが、そういったような制度があるなら、まだいいんですが、そうでない、提供者側の方が保険をかけるということになると、どうしても腰が引けるような感じがします。そうするならば、救済財源として前からも申し上げておりますけれども、何らかの形で基金制度のようなものを設けた方がいいんじゃないか。この基金については誰がお金を出すのかということは、どちらが負担するかという考え方もあると思うんです。売主側とか、買主側とか、いろいろあると思うんですが、場合によっては、買主の方も購入額の何%という形で基金制度で積み立てていけば、これが国の一つの制度としてやれば、購入者も安心するということも考えられるのではないかということがもう一つです。

それから、あとは最後ですけれども、何ページでしたか、おしまいの方だったと思いますが、消費者保護の点でアドバイザーによって、行政が対応していくところがあったかと思いますが、これはあそこのところですね。今回の使用禁止命令に当たって、アドバイザーというふうになっていたと思いましたが、それだけじゃなくて、先ほどほかの委員さんからもお話がありましたように、やはり購入段階にアドバイザーがいて、そして住宅購入についてきちっとした説明ができる、あるいは補助ができるという形のを考えられないか。これは前々からハウスクターでしたか、というような名前であったかと思いますが、名称はどのような形でも構いませんが、そういうアドバイザーがいると青田売りというものの中で、これも先ほどお話が出ておりましたけれども、きちんと説明する側と、それから受ける側がもう一人アドバイザーがいて、それをきちんとまたかみ砕いて、購入者に説明ができると。こういうような形ができていけば、消費者保護の立場から非常にいい形になっていくんじゃないかなと、そういうふうに思いますので、その点を少し勘案していただけないかなということでございます。

以上です。

○巽座長 ありがとうございます。それでは大河内委員お願いします。

○大河内委員 私は素人なので、この委員会にずっと参加して、初めていろいろな認識を持ったことも多くありました。この最終案ですけれども、私が読んだところ、こういう報告書の中では大変読みやすい文書になっていまして、そのことについては、とてもいいなと思いました。

ただ、すごくお急ぎになっていらっしゃったためだと思うんですけども、ほかの方がおっしゃるように重なる部分が多くて、すっきりさせてもいいところがあると思うんです。そういう細かいところについて、私も後からそちらの方に出したいと思います。

知らなかったことというのは、建築基準法が最低基準であるというようなこととか、建築確認というものがすべてのものを確認してOKが出ているというような認識ですとか、今ごろの新聞にも出ているように、構造計算のプログラムソフトというものがいろいろで、絶対的なものでないというようなことで、そういうことは大抵の人にとってはまだわからないことになっていまして、そういうことも報告書の中に書いてあるんですよ。私、これを読んですごくいいなと思ったのは、ほとんどのことが網羅されて、濃淡なく書かれていると思うんです。そこはやはり濃淡があった方が読みやすくなるので、その方がいいと思うんですけども、よく読むと本当にいろいろわかるように書かれていると思いました。一般の人が読んだときに、「あっ、そうなのか」と思うような報告書であつたらよりよいなというふうに思いました。

いろいろな救済財源について出ていましたけれども、私もこういう認識で一般の人がいるときに起きた問題については、何らかの救済財源のようなものがあって、救済されるべきなんじゃないかと思っていたんですけども、財源は難しいとして、先ほど穂山委員がおっしゃったような基金のようなもの、それですごく利益を出しているわけですから、その方たち、もしくは買われる方も参加してもいいと思うんですけども、基金のようなものを立ち上げて、何らかの救済措置というのがあつたら、問題の回答のような形ができるかどうかは別にして、提言したらいいなというふうに思いました。

あと細かいところは、やはり後から出したいと思います。

○巽座長 では、まだ後で文書でお出しいただきたいと思います。重複部分はかなりあるとおっしゃって、もっとすっきりした方がいいという、そういうご提案をお出しいただいたかと思います。

山田委員。

○山田委員 私がいただいた時刻から今日までの48時間ほどの時間で、ほとんど検討できていなくて恐縮なんですけれども、当委員会が緊急調査委員会という名前の委員会だったわけですので、緊急的なことといたしますと、とりあえず、これをしようというふうなことの結論といたしますか、検討がなされるのかなと思っておりましたが、あに図らんや、総合的ないろいろな最終報告ということになりまして、大変結構であったかなと思っております。

ただ、その中にもお急ぎいただいたことから文書の点で多々ございまして、なぜ偽装を見抜くことができなかつたのかという問題点がある。その次の偽装がなぜ行われたかという問題点がある。それはやはり逆なんでしょうね。偽装がなぜ行われたのか。行われた偽装をなぜ見抜けなかつたのかというふうに論述していくんだらうかなと思っております。また、そういうふうに論述しているところもあれば、そうでないところもあるとか、それからはっきりと主語がないなというところがあります。意識的に外しているかなというところがありますけれども。

それから「偽造」という言葉と「偽装」という言葉で、ほとんど「偽装」というふうに使っていらっしゃるんですけれども、どこか「偽造」というところがありますね。「偽造」というのは、法律的には明らかにおかしくて、初めのころはマスコミがよくわからないまま「偽造」というふうな言葉を使っていましたけれども、その後、だんだん「偽装」に統一していったかと思いますが、ここではやはり「偽装」というべきであって、「偽造」ではないだろうと思うんです。「偽造」というのは作成権限のない者がつくるのが「偽造」ですから、そこではやはり違うと思います。

それから品確法のところなんですけれども、これは私の個人的な意見でしかありませんので、感想でしかないんですけれども、触れられてはおるんですけれども、要するに、品確法に定める瑕疵担保責任が実行されない、業者の資力の関係で実行されない。これをどうしようかというふうな観点からのみ触れられておりますが、品確法の中の瑕疵担保責任の問題だけではなくて、性能表示制度ですね。これについて触れられてはおりますけれども、ちょっと弱いかなという感じがします。中間報告の方がむしろ具体的でわかりやすくお書きいただいているんじゃないかなと思っておりまして、ですから、品確法を直ちに右から左に、もちろん法律を改正しないと使えないんですけれども、そこに流れているような制度とか、精神とか、そういったものについても触れていただいた方がいいのかなというふうに思っております。いろいろなことがあるから、それはちょっと避けた方がいいん

だよというのなら、それは別ですけれども。

せっかくの提言でありながら、例えば真の性能規定化を実行的な面とすべきであるとか、新しい技術の適用を阻害しないようにすべきであるとか、そういうふうな表現というのは、非常に抽象的で結構なんですけれども、結局、何をするのかというところで説得力を感じないと。つまり、冒頭に申しあげました緊急調査委員会という名を超えて、総合的な判断が示されておって、大変結構だと思うんですが、と同時に、まさにそれゆえに具体的に当面何をすればよくなるんだよというところのメリハリ、インパクトが感じられませんですね。10個、20個挙げているうちに、これをやろうというところがなくて、総合的にバツとやっていますから、評論家的な論述に終わってしまっているかなと。それが全部できれば大変結構だけれども、何年かかるんだろうかと。将来の参考資料にはなるのかもしれませんが、当面の役に立つ、緊急に役に立つというものもあるんだろうかなという危惧を持っております。

以上でございます。

○異座長 ありがとうございます。大変たくさんのかつ密度の高い有益なご意見をいただきました。我々委員会は、様々な立場の方がおられまして、それだけに、この問題に対するアプローチも当然違うわけでございますので、非常にリッチな内容になるだろうと思います。今日いただきましたご意見を、私の方でとりまとめをさせていただきたいと。どのようになるか、また見ていただくこととなりますが、精一杯やらせていただきたいというふうに思っております。

ここで住宅局から資料もいただいておりますので、その後の経過、あるいは事実関係についていろいろご指摘があらうかと思っておりますので、ここで住宅局からご意見と報告をいただきました後で、また時間の許す限り、委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○住宅局 住宅局提出資料をごらんいただきたいと思いますけれども、現在の状況でございますけれども、1ページにございますように、姉齒元建築士関係の調査はほぼ収束の状況ではございますが、姉齒物件に関して関係している業者の関与物件について、まだ年度末でございますけれども、143件ということで調査中でございます。鋭意調査が終わるように努力をしております。

ただ、その間、札幌あるいは福岡等々で姉齒元建築士とは関係なく、偽装の問題が出ているという部分がございます。ただ、札幌とか、福岡のものについては、姉齒元建築士の

ように、いわば一次設計も満たさないというような非常に危険なものをつくっているというわけではないということで、その部分はある種の職業倫理みたいなものが感じられるような状況かなというふうに見ております。

また、2ページのところでございますけれども、年度末、建築基準法等の改正の案も近々閣議決定というような状況でございますので、2ページの一番下でございますが、関係省庁連絡会合におきまして、いわば緊急措置としての当面の対応というのを12月に申し合わせをしているわけでございますけれども、それ以降、今後定常的に粛々と対応するというので、問題への対応というものを決定をしております。また、4ページ以降、これは物件について現在の状況ということで、すべて網羅的に挙げておりますので、ごらんいただければと思います。

また、危険なマンションの状況でございますが、11ページ以降ということで、分譲、賃貸につきましても、かなり退去している方が多くなっているということでございます。賃貸につきましては、既に7棟のうち5棟は除却の作業に入っているというようなことでございます。

分譲マンションにつきましては、12ページでございますけれども、9番のグランドステージ溝の口で建て替えの決議がされたということ踏まえて、順次、住民の間での合意形成が今図られているということでございます。

それから13ページからは個別の状況でございますけれども、熊本県の物件のことでございますが、木村建設で関与したということで、確認状況がございまして、1の(3)にありますように、検証が必要な物件というものが22件あったわけでございますが、そのうち順次件数が明らかになっておりまして、次の14ページをごらんいただきたいんですが、偽装はないということではあります、構造規定に適合しない物件が2物件ほど熊本県の方から発表になっております。

また、全体として、この22物件の中の状況というのは、4番のところでございますように、今、再調査をしているところでございますけれども、一番右側でございますように判断が難しいものについては、違反是正計画支援委員会の方、つまり、東京の方に物件として持ってきていただいて検討しておるところでございます。

なお、25ページ以降は主な経緯ということで、これは10月7日からのものをずっと出しておりますが、最近のものを加えているものでございます。

住宅局の方の提出資料としては以上でございます。

それでは、意見というわけではありませんけれども、若干、建築関係について、調査委員会でご意見をいただいておりますので、若干事実関係ということでお話をしたいと思いますが、実は国の方で計算をしたけれども、数字がどうのというようなご意見もございましたが、建築基準法上、私ども実は正確な判定検査といえますか、判断権者ではございません。私どもは姉齒建築士がやった計算書を入手をしまして、再計算をした上で、当然、彼がやってモデル化とか、そういういったものに沿って計算をして、正しい計算だとすると、一番危険側で「4」という数字があるというような判断をして、行政庁に伝え、行政庁の方は、さらに施工の状況などを加味して再計算をされて、いわゆる権威と言いますか、建築基準法上のオーソリティとして、一つの数字を固めて公表されているというのが実情でございます。

その後、再計算をしていろいろ数字が動くというようなことも、これは報道で見ているという限りであって、私どももどういう条件だからどうだというようなことについて、これは行政庁の方も把握をしていませんし、私どもの方も直接、お話を聞いたりはしておりません。ただ、限界耐力計算、こういう別の計算法に基づいて安全性の検証をして、それを行政庁が確認をしたというものが、これまで1件ございます。

これは特定行政庁の方が、その計算方法を御説明をいただいて、その内容を確認したということでございます。このあたりの扱いについては、去る2月15日に、私どもの方で通知をいたしまして、いずれにしろ、偽装があって、当面、保有水平耐力計算では、数値が建築需要に満たないというものについては、是正をお願いするということになります。そして、是正をお願いしたときに、建築主の方が限界耐力計算などで、いわば安全性を検証してきたといった場合については、特定行政庁はそれを十分審査した上で判断をします。当然、その挙証を受け入れられない、受け入れ難いという場合があると思います。その場合は、是正を改修という形でおやりいただく。改修という形でおやりいただく場合に、再度建築確認という手続が必要な場合と、それ以前のより軽微な改修で対応が可能な場合と両方ございますので、その両方につきましても、手続に紛れがないように通知をして、どういう手続をやったらいいかということは示したわけでございます。

現在の建築基準法上、そういう最低限の基準を満たすかどうかという判断については、建築確認の段階であれば建築主事、それから建物ができているというものであれば特定行政庁が判断をされるということが仕組みでございます。

もちろん、最終的にもし争いあれば、司法の場で決着をするわけでございますけれども、

法の手続としては、そういう形で紛れがないような仕組みにはなっていると。ツラツラ思いますと、これは第2章にお書きになっているところでございますから、あれでございますが、当然、一義的には建築士の方が設計をし、安全な建物をつくるという責任を有しているわけでございますが、建築主事というのは、それを今で言えば、自治事務、地方公共団体の代表として、その安全性なり何なりを検証する。しかも建築主事というのは、誰でもなれるというわけではありまして、現在、建築士の資格を持っていて、さらに国家検定を受けなければならぬ。一種、建築の専門家としてのピュアレビューを増して判断をしていくということだと思います。

ただ今回、構造計算については、やはり見られなかったという部分がございますので、今回の建築基準法の改正の中で、専門の方にきっちり見ていただくというような仕組みになっております。

それからもう一つ、違反是正の支援委員会のことについてお触れになっておられますけれども、技術的に問題があるものについて、委員会ということではなくて、そういう仕組みからいいますと、自治体での判断、それも内部だけではなくて、いろいろ学識者の方のご判断をいただいて、判断をする。それでもなかなか紛れのあるような高度なものについて、支援委員会をつくと。そういうようなイメージではないのかなというふうに感じているところがございます。ちょっと長くなりましたけれども。

○異座長 それでは、どうぞ。

○住宅局 意見というか、事実関係の訂正があるのであれば、この場で言ってくださいということがございますので、お許しいただけますれば、簡単に3か所ほどでございますけれども、言わせていただきたいと思います。

報告書の22ページなんですけど、下から3分の1あたりのところに、「今回の公的支援は、偽装を見逃したことに対する……」、これは法的責任だと思いますが、法的責任の追及とは切り放して行われるということがございまして、このあたりの宣言がされていなかった、あるいは明確に宣言しなかったために混乱を生じさせたというようなご指摘があるんですけども、一応、明確には言っているんですけども、最終的に届かなかったということで、趣旨はこのとおりだと思いますけれども、もうちょっとそここのところを書き分けていただければありがたいと思います。

それから、その下に稲城市長さんの話がございまして、これは市長さんの誤解というふう書いてあるので、ここはちょっと気になるんですけども、基本的に支援策は住宅行政の一

部としてやるというところまでは、稲城市長もご理解をされていると思うんですが、その上で、都と稲城市の間で特定行政庁であるからということ、もちろんあるんですけども、都の方がお願いできないかというような趣旨だったかと思しますので、必ずしも誤解とかということではなくて、それから私どもの方もお願いはしましたが、逆に稲城市の方に住宅行政の立場で、市が必ずやらなければならないということを申し上げるほどの根拠もございませんので、その辺のやり取りのところは、もうちょっと正確に書いていただければありがたいというふうに思います。

それから、次に24ページでございますけれども、退去の命令をいきなり出したというようにご指摘になっていますが、現実には12月の初旬に退去命令、使用禁止命令を出されたところもありますが、多くは勧告から当事者の間のいろんな気持ちの問題もやり取りしながら、最終的に命令に行っておりますので、全部いきなり命令を出したような書きぶりに、24ページすみません、「速やかな住民の退去」のところの真ん中辺でございますけれども、そこはもうちょっと丁寧に書いていただければありがたいというふうに思っております。

それから、25ページの限界耐力計算法を使って、建て替えか改修かというところについて、追加負担を生じないように、もう少しうまくできないかということでございますが、前のところにも保有水平耐力値の0.5というのが、建て替えをするときの法的支援策の要件の1つというふうに正確に書いていただいているんですが、もう一つの要件として、改修をやるのが非常に困難だというようなことがございまして、この改修が困難というところは、構造強度の問題だけではなくて、経済的な問題でありますとか、合意形成の問題でありますとか、いろんな問題が重なってまいりますので、構造計算の話だけで書かれると誤解があるかなというふうに思ひまして、この辺、もちろんご判断でございますけれども、少し配慮いただければありがたいかと、25ページの上のところでございます。

以上でございます。

○巽座長 ありがとうございます。この後、経緯のあたりについての、これが評価にもつながってくるんですが、先ほども出ましたイーホームズの関連のことですね。この辺の経過というのは、また住宅局から見れば、ちょっと違う判断があるんでしょうか。そうでもないですか。

○住宅局 いや、この経緯のとおりです。

○巽座長 それでは、委員の方からご意見を。寫委員。

○ 鳩委員 今、国会は空転しちゃっていて、この問題は余り取り上げられていないんですけども、要するに、住宅局の提出資料で、今どういう状況にあるか、あるいは現実に問題が起こったところに対しての対応の仕方がわかるわけですけども、つまり、この委員会で出した報告書、それから審議会の方からも、多分答申が出るんだろうと思うんですけども、今後、こういうマンションの問題全般に関して、国としてどういう対応をしているのか。この報告書や審議会等を踏まえた上で、どういう対応をしていくのかというのを、タイムスケジュールも含めて基本的なお考えを知りたいなということです。

○ 異座長 今の点について教えてください。

○ 住宅局 参考資料の4の8ページのところからでございますけれども、現在、社会資本整備審議会、それから緊急調査委員会の中間報告を踏まえて、当面の再発防止策を実証するという作業をしております。9ページでございますように、建築基準法等の改正案を第164回今国会に提出を予定をしております。後ろの方に別紙8ということで付いております。24ページ以降ということで、一番最後の2枚紙でございますけれども、ここでございますように、当面、建築物の安全性に対する国民の信頼を回復するために、建築確認・検査の厳格化、それから2番目でございますが、指定確認検査機関の業務の適正化、それから3番として、図書保存の義務付け等、それから次のページに入って、4番目でございますが、業務の適正化及び罰則の強化、それから5番目に情報開示、これは建築士あるいは指定確認検査機関の情報開示、それから6番といたしまして、これは住宅の売主に瑕疵担保責任を履行させるために、これは情報開示ということで、この6点についての改正の予定をしております。

具体的には建築基準法、建築士法、それから、この6番の売主の瑕疵担保責任の履行関係なので、宅地建物取引業法及び建設業法が入っております。

その後といたしますか、現在、まだ社会資本整備審議会で審議中でございまして、この2枚目の一番下でございますように、引き続き検討すべき課題というものをいただいております。

1つは建築士制度の抜本的見直しということで、専門分野別の制度あるいは資質能力の向上、業務の適正化あるいは職能団体の加入義務づけ、それから施工に部分になりますが、工事監理業務の適正化、報酬基準の見直しといったテーマをいただいております。

それから2番目といたしまして、瑕疵担保責任と保険の話も含めて、さらなる充実、検討ということをいただいております。

それから3点目といたしまして、行政庁の監督体制、審査体制の強化、あるいは情報の充実、情報の共有、そういったものが課題としてございます。これらについては夏までに社会資本整備審議会の方が結論をいただいて、この内容につきましては、次の国会に向けて法改正の作業をしまいたい。こういうように考えています。

○ 鳩委員 今国会に出すのは、今までここら辺とか、審議会で議論されたものというのは、リンクさせながら考えられているんですか。例えば、細かい罰金の話とか、懲役の話とか、いろいろ出ていますけれども、こういうのは、どういう施行方法でこういうふうになっているんですか。この問題だけじゃなくてね。審議会とか、報告書とのリンクという点では、どういうふうな考えから、今国会の法令というのは出てきているんですか。

○ 住宅局 具体的に言えば、社会資本整備審議会での中間報告が2月24日にいただいております。その中で早急に取り組むべき事項ということで掲げられたものについて、直接法律を対象にしているものと、それから運用等にかかるものとございますけれども、法律に関連するものということで、法案作成の作業をさせていただきました。その結果、こういうような内容として具現化をさせていただいているということでございます。

○ 異座長 よろしゅうございますか。

○ 井出委員 ちょっと戻るんですが、この熊本県の確認状況が、調査中がずっと続いておりますが、こんなに長くかかる理由はなんなんですか。13ページにありますよね。最終的に8物件の検証を実施して、7物件について云々というふうにありますけれども、2か月ぐらい経っていませんか。

○ 住宅局 2月の7日、8日あたりがこの問題が顕在化したというふうに認識をしております。このうち、14ページの表でございますけれども、熊本県の物件についてはすべてこれで検証が終わったということで、1件は耐震性があるけれども、2つについては不十分であるということになりました。それから、八代市の1件につきましては、一番右側の違反是正計画支援委員会で検討ということで、これは私どもの方に回ってきていると。それから、熊本市の14件中、実際に支援対象というか、助言を受けているというのは6件、全体の7件について、これは学識経験者の方が十分に調査をしているということでございます。残りのものにつきましても、地元の方でそれなりの学識者の中の委員会等を形成をして議論しているということでございますので、かなり早いといえますか、もう大分時間がかかっていますから、できるだけ早くお願いをしたいというふうに思っています。

○ 井出委員 これ、最終の委員会までにはとっくに結論が出ていると思ったんですが、つ

まり、これぐらい時間がかかるんだとすれば、民に任せて本当にできるのかなという疑問を持っているんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○住宅局 今回の改正につきましてございますけれども、そういう意味では、今、法律では21日、3週間で結論といいますか、結果を出しなさいということでございますが、それは実態からすると、なかなか難しいところがあるだろうということで、5週間35日ということが一番の条件にいたしまして、さらにピアレビューをかけてじっくり検証するということにつきましては、それを倍にいたしまして、最大70日ということで、しっかりした審査をさせるということを考えております。それだけ日数が十分検討するとなれば必要なのかなというふうに思っております。

○異座長 よろしいでしょうか。和田委員。

○和田委員 今、官に任せてとおっしゃったんですけれども、官とおっしゃっているのは、地方公共団体だとすれば、やはりそちらも頼りないと思うんです。それから今説明していただいた最後のページに、やはり保険という言葉があるんですけれども、本当はちゃんとした構造設計者に2倍の設計料を払ってもいいから、良い設計をしてもらう方が保険金を払うよりよほどよいとか、もし保険金を払うくらいなら、柱を5センチ太くした方がいい。そういうことを忘れないでほしいのです。保険金は、雨漏りの話で瑕疵保険1万棟のうち1軒ぐらいがもらっているらしいんですけれども、私の今言っていることは、ちゃんとした建物の方をちゃんとさせるようにする努力をみんなで言うのを忘れないと、何か被害を受けた人のためのことばかり考えていると、ちゃんとする方までおかしくなってしまうということを最後に一言言いたいと思います。

以上です。

○異座長 ありがとうございます。それでは追加して委員の方からご意見ございましたらお願いいたします。野城委員どうぞ。

○野城委員 2つだけ申し上げます。やはり、少し皆さんまとまりが悪いんですけれども、趣旨として、今、和田先生がおっしゃったこと絡むんですけれども、サッカーとか、ラグビーのゲームでプレイヤーが悪いからといって、レフェリーを増やしても、やはりプレーはよくなるないので、3章を設けている限りはいいプレイヤーをつくっていくという趣旨がわかるように、今後表現をクリアにしていくべきだろうと思います。

それから、もう一つはいろいろご説明がありましたが、参考資料4の後ろにあります24ページ、25ページの建築基準法等の改定なんですけれども、もう一度、我々報告書を

まとめるときに考えていかなければならないのは、現在、ある基準法や建築手法に余りにも過大に期待し過ぎていて、ここで挙げた課題は、すべてそれで解決できるのではないとすれば、もう一度報告書を最終的にまとめる際に、むしろ、こういった案件については、新法をつくるなりということも含めて提案した方が、ある意味では、余り基準法自身にいろいろなマルチパーパスというか、様々な機能を持たせるがために、ますます現場が混乱するというようなことが心配になりますので、もう一度まとめる際に、例えば消費者保護について、マンションという特殊な住居形態については、建築士と所有者が違うという問題ですから、基準法で扱う問題ではないように思います。ですので、もし必要があれば、そういったことをむしろ我々の報告書の中に、もう一度読み直した上で入れるべきではないかなと思います。

以上でございます。

○異座長 ほかにございませんでしょうか。小谷委員。

○小谷委員 これから建築基準法をどう変えていくかという資料の中に、建築確認と検査の厳格化という話があるんですけども、これはそれだけ建築確認を厳しくやるということは、行政が建築確認の内容を保証していこう、建築確認に出された書類が正しいということ行政の方が保証して、その責任の一部を行政がとろうという、そういうお考えなんですか。従来は建築士あるいは建築主に一義的な責任があり、あくまでも確認というのは確認であるというのが従来の方針であろうかと思うんです。そこをこれだけ厳格にして、そして構造計算に関するチェックなんかも厳しく見ていこう、誤りがないことを確実に押さえていこうということは、行政がそれに対して責任をとっていこう、何か起これば責任をとろうと、そういう方針転換であるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○住宅局 今でもそうであります。

○小谷委員 わかりました。

それから、今、野城委員からもあったんですけども、今回の問題は、単に建築確認の、あるいは偽装を見逃したということ、それも1つの大きな問題なんですけれども、やはり、マンションという建築主と将来の所有者が違うことから生じると問題を明らかにしていけないのではないか。今回の最終報告を見ていると、建築確認の問題というよりは、マンションの問題というものが非常に大きく取り上げられている。だから、そのところをやはりきちんとして、どこまでが建築基準法の問題なのか、どこからが宅建業者法なのか、あるいは品確法の問題なのかよくわかりませんが、その2つを区別して

いかないといけない。その表現が報告書の中に書いてある部分もございますけれども、少し強調していかないと問題所在が不明になってしまうような気がいたします。

○異座長 この問題の途中過程で、今回の問題は2つ側面があると。1つは建築の問題ですね。もう一つは住宅の問題、この2つ問題があって、それが絡み合っているんだというように、骨格の一部に提起したことがございますが、今、小谷先生がおっしゃったのは、まさにその辺かなという気がいたします。井出委員。

○井出委員 先ほど「おわりに」で加えていただくことは可能だということになったわけですが、各委員に諮っていただいて、そして、これは「おわりに」ということで付け足し、付録じゃなくて、内容的にもう少し前のところに入れてもいいなんていう場合は、どういうことになるんでしょうかね。

○異座長 それは内容によって中に組み込むことが当然できると思います。

○井出委員 そうですか。時間が4時になっていないので、ちょっとだけ申し上げますが、簡単に申し上げますと、今回のこの委員会は、もともと行政対応の検討ということであったわけですが、緊急対策の是非ということと、責任の明確化、それから再発防止策、この辺がポイントだというふうに、私自身は思っているわけですが、先ほど罵さんも言われたんですが、前書きの部分で、こういったことについて全く触れないというのはちょっと寂しいなど。

逆に言いますと、我々、今もちろんそうなんですが、いわゆる聞屋（ブンヤ）の一人として、こんな魅力のないものは歯牙にもかけないだろうと思うわけです。やはり、逆三角形で最初に、こういうふうなものを内包しているんでありますということが明確に出ないと、誰もこんなものは見てくれないだろうと。正直申せばそんなような感じがいたしますので、その辺について時間を少し過ぎても話し合いができればという感じを持つんですけども。

○異座長 ほかにございませんでしょうか。時間に追われていまして、皆さんには大変短い時間に意見を出していただいたり、書いていただいりしてございまして恐縮しております。この委員会は3月末が一応期限ということになっておりますので、余り遅れるのも具合が悪いかと思っておりますが、そういう意味で、今回の委員会が第9回で本日で最後ということなんですよね。

ただ、そうかといって、どこかで議論を打ち切るというんじゃなくて、今日いただきましたご意見をできるだけ皆さんのご意見を整理して、組み立てて、もう一度、二度ならず、

委員の皆さんが納得していただけるまで調整を繰り返して、いいものに仕立てていきたいと。そうでなければ、これだけ貴重な時間を皆さんに割いていただきましたことについて申し訳ございませんので、それはそうしたいと思っております。

そうなんですけれども、一応、3月末がめどでございまして、その後何とか組立をして、皆さんご了解が得られましたら、その成果をもって国土交通大臣にお返しする、お渡しするというふうな段取りを今のところは考えているところでございます。

そういうことですので、今日、口頭でご意見をいただきましたが、もちろん記録にとって、直ちに私の方に届くことにさせていただきますけれども、既に文書でいただいた方、これからもっと文書でお出しいただけるというのも大歓迎でございます。ただ、それも時間のことを申して恐縮でございますが、できましたら明日の夕方ぐらいまでにメモみたいなものでも結構ですし、どんな形でも結構でございますので、この際お出しいただきたいと思っております。

私、ちょっと泊まりがけでここ数日東京でやってきておりますので、ご遠慮なくお出しいただいて、私自身も中途半端なことで終わることは快しとしませんので、納得いくところでやります。事務局にも相当頑張ってくださいしておりますので、なお一層最後の詰めをやらせていただきたい。このように思っておりますので、どうかよろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

一応、今日は4時ぐらいまでということで予定をしておりますので、このあたりで今日の議事を終わらせていただきまして、議事の進行役につきましても事務局にお返しをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○鈴木政策評価官 本日は長時間にわたりまして熱心なご議論を賜りまして誠にありがとうございました。本日の委員会の内容等につきましては、いつものとおりでございますが、議事要旨を作成の上、資料とともに速やかに国土交通省のホームページにて公開することとさせていただきますと存じます。

それでは、閉会に当たりまして、佐藤事務次官の方からご挨拶をさせていただきます。

○佐藤事務次官 誠に恐縮でございます。大臣が本来御礼申し上げるべきところ、国会中でございますので、私の方から御礼をくれぐれも申し上げるようということでございましたので、一言御礼を申し上げたいと思っております。

先生方には実質3か月ちょっとの間に、委員会を9回、勉強会を4回、さらに現場にまでお出かけいただいて、本当のお忙しい中ありがとうございます。心から御礼を申し上げ

たいと思います。

また、内容につきましても広範な皆様からヒアリングをしていただき、国土交通省の住宅局からもヒアリングをいただいたわけでございます。本当に精力的にご活動いただいて心から御礼申し上げたいと思います。

2月の8日にいただきました中間とりまとめをベースに、社会資本整備審議会の建築分科会にもお諮りさせていただきまして、今回の法律改正につなげさせていただける、こういう状況でございます。また、本日は施行体制あるいは流通も含めて、広範なご意見をご議論いただいているわけでございます。もともと行政対応のあり方、この点についてしっかりとしていたかどうかということも大事な課題でございます。こういう点について、国土交通省にとっては、多少厳しいご意見も中には入っているわけですが、むしろ、その方が私どもにとっても、これからの参考になるということだと思っております。

ただいま座長のおまとめのように、最後の委員会ではありますが、先生方にもさらなるご指導をいただいて、最終的な報告書をまとめていただくまで、ぜひよろしくご支援、ご指導をお願い申し上げたいと思います。

私どももそれをいただき、大臣の方にもご報告いただいた上で、長期的な課題として、次の国会にもまた根本的な問題解決に向かって、さらなる制度改正といえますか、法律改正を出させていただこうと思っておりますので、ただいまのお話のように、最終的な報告書の方を十分に委員の先生方のご納得のいくような形で、ぜひおまとめいただければというふうをお願い申し上げたいわけでございます。

本当に精力的にご活動いただきまして、心から改めて御礼申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

○鈴木政策評価官 それでは、以上をもちまして第9回の構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会を終了させていただきます。これまでの委員会におきます熱心なご審議ありがとうございました。

16時05分 閉会